

尼崎市シティプロモーションマスコット「あまっこ」図版使用ガイドライン

本ガイドラインは、尼崎市シティプロモーションマスコット「あまっこ」の図版を使用する際の取扱いに関し、必要な事項を定める。

1 使用申込

図版を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用申込書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、申込は不要とし、目的及び使用方法を事前に市長に通知することとする。また、個人的かつ非営利目的で使用するときはこの限りではない。

- (1) 尼崎市及びその外郭団体が使用するとき
- (2) 市内の学校等が教育の目的で使用するとき
- (3) 市内の住民組織が地域活性化の目的で使用するとき
- (4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき

2 使用の承諾

市長は、使用申込及び事前通知があったときは、その内容が次に該当する場合、その使用を認めないものとする。

- (1) 尼崎市の魅力を発信し、尼崎を好きな人を増やすというシティプロモーションの趣旨に反するとき
- (2) 法令または公序良俗に反し、または反する恐れのあるとき
- (3) 政治、思想、宗教等に関する活動に利用、または利用する恐れのあるとき
- (4) 暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が利用、または利用する恐れのあるとき
- (5) 「あまっこ」自身が、特定の個人や団体、商品などを推薦もしくは公認し、またはそれらを行っているとの誤解を与える恐れのある表現で利用するとき。ただし、国、地方公共団体が主催、共催、後援等しているものは除く
- (6) その他、市長が使用について不相当と認めたとき

3 使用料

使用料は無償とする。

4 使用上の遵守事項

使用者は、以下の事項を遵守しなければならない。使用者が以下の事項を遵守しない場合には、その使用の承諾を取り消すことができる。使用者は、承諾が取り消されたときは、速やかに図版の使用を中止しなければならない。この場合、使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

- (1) 使用申込書の記載どおりに使用すること
- (2) 自己の商標、意匠等として独占的に利用しないこと
- (3) 第三者に譲渡、転貸しないこと
- (4) 提供された図版を使用すること。色、形の変更をしないこと
- (5) 図版を使用した物品等には「尼崎市シティプロモーションマスコット あまっこ」との表記を付すこと
- (6) 図版を使用した物品等の商品名に「あまっこ」を表記しないこと
- (7) 図版を使用した物品等の完成品を速やかに提出すること。ただし、完成品の提出が困難である場合は、その写真をもって代える
- (8) 使用期間は承諾の日から2年以内とする
- (9) その他、市長が特に付した条件に従って使用すること

5 その他

図版の使用により、使用者が被った被害、または使用者が第三者に与えた損害に対しては、市長は一切その責めを負わない。